

第20号 西伊敷校区社会福祉協議会だより【校区社協活動報告】令和3年8月

西伊敷校区社会福祉協議会(校区社協)は、町内会連合会及び民生委員児童委員協議会、まちづくり協議会等との連携を図りながら「みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり西伊敷」を目指して活動しております。

今年度は福祉委員の改選があり、新しいメンバーでの西伊敷校区社会福祉協議会が始動しました。会則の改定もあり、地域活動への参加しやすさ、持続的な担い手の確立に向け活動してまいります。

本紙では、校区社協の活動をより皆様に知っていただけるよう、「年間活動」と「子育てサロン事業」を中心にご紹介します。

総会・第1回役員会・地域福祉向上意見交換会

○5月8日(土)に総会が開催され、今年度は新たな試みとしてまちづくり協議会との合同開催で、「地域福祉向上意見交換会」を実施する事となりました。町内会・民生委員・まち協役員校区内の福祉事業所の方々も交え、現状の西伊敷校区の情報や意見を交換し、校区の福祉向上へ繋げる網の目を細かくしていきます。



○7月19日(月)に役員会及び「地域福祉向上意見交換会」が開催されました。西伊敷校区内の福祉事業者や福祉委員にて意見を交換する場となり、今後の西伊敷における福祉の向上のためのヒントやご意見を頂戴いたしましたので下記に記載しております。

【意見交換会内容・トピック】

○高齢者等集計結果報告(令和3年度)

西伊敷校区内 70歳以上人口 **2639人** (伊敷団地町内会連合会調査)
※各種行政の集計結果とは集計方式により差異があります。



○西伊敷小学校の校庭がドクターへリ離着陸地点へ

現在、西伊敷校区内にはドクターへリの離着陸地点(LZ)が存在していません。そこで西伊敷在住の米盛病院医師で、校区社協委員の伊地知さんからの提案があり、救急医療及び災害時の避難経路の確保の観点から西伊敷小校庭に離着陸地点が導入される運びとなっており、調整が続いている。

○警戒レベルの変更について

一昨年の第17号校区社協だよりにて掲載しておりました災害時の警戒レベルの改定がありました。右記にて最新区分を掲載しておりますのでご参考ください。

令和3年度5月20日より**警戒レベル4**で**避難指示**となっており避難勧告は廃止されています。

○福祉事業所より

コロナ禍による外出控えにより、家庭内虐待通報増加傾向との話がありました。昨年と比較して、1.2倍～1.4倍程。夫婦間や親子間での家庭内トラブルからのケースが多いとのことでした。また認知症の方も増加傾向であり、コロナ禍で他者との交流の稀薄化も原因と考えられるとの事で、地域共同体にて取り組める事を考えていきたいと思います。



西伊敷校区社会福祉協議会とは・・・鹿児島市社会福祉協議会(市社協)・鹿児島市の支援をいただきながら、各小学校区における福祉活動の増進のために活動しています。その西伊敷版です。福祉にかかる研修会のほか、子育てサロンの開設なども行っています。財源は町内会会費のほか、市社協・鹿児島市からの助成金も充てています。委員は民生委員・町内会長・まちづくり協議会・福祉有識者の皆様で構成されており、年間を通じて活動しています。会長 藤崎 剛 090-7929-1634

2021年度西伊敷子育てサロン「のびのび」のお知らせ

○場所:西伊敷福祉館
○時間:10時～11時30分
身体測定・自由遊び・情報交換
※毎月第1金曜日

どなた
でも
大歓迎
です!



| | |
|---------------|--------------------|
| 9月3日(金) | いざという時の救急&AED 実技講習 |
| 10月1日(金) | 親子で遊ぼうミニミニ運動会 |
| 11月5日(金) | 公園遊び |
| 12月3日(金) | サンタがやってくる・クリスマス会 |
| 2022年1月7日(金)* | 親子遊び・鏡開き |
| 2月4日(金) | 節分遊び・親子体操 |
| 3月4日(金) | 閉所式・ベビーマッサージ |

連絡先:村山雅子(080-3500-3246)若宮玉代(090-8352-6106)

最新警戒レベル一覧表(内閣府防災ガイドラインより)

| 警戒 レベル | 状況 | 住民がとるべき行動 | 行動を促す情報 |
|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 5 | 災害発生 又は切迫 | 命の危険 直ちに安全確保! | 緊急安全確保※1 |
| <警戒レベル4までに必ず避難!> | | | |
| 4 | 災害の おそれ高い | 危険な場所から全員避難 | 避難指示(注) |
| 3 | 災害の おそれあり | 危険な場所から高齢者等は避難※2 | 高齢者等避難 |
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) |
| 1 | 今後気象状況悪化 のおそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報 (気象庁) |

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

※この社協だよりの作成に当たっては、「赤い羽根共同募金」の活動助成金を頂いております。